

呉市まちなか公共空間利用促進事業「もぐもぐぱーく」

移動式店舗出店者募集要項



呉市土木部土木総務課公園企画グループ

1 目的

現在、呉市では、蔵本通りや堀川沿いの中央公園一帯のエリアを「まちなか公共空間」として設定し、この空間を多様な人が出会い、交流することができる「人を中心のウォーカブルな空間」として再構築していく取組を進めています。

今後、まちなか公共空間に導入する機能の一つとして、飲食機能の検討を進めているところです。この度の取組において、飲食機能の有用性を検証するために移動式店舗の出店募集を行うものです。

●呉まちなか公共空間デザイン計画 未来ビジョン～未来への想い～



OURS

呉の魅力を高め、日常の暮らしを豊かに

2 募集の概要

都市公園内で移動式店舗の営業を行うには、呉市都市公園条例（昭和44年呉市条例第33号）に基づく申請及び許可が必要です。

申請時は、公園の利用状況等を把握するために、事前に現地の下見をしてください。

(1) 移動式店舗

本要項における移動式店舗（以下、「キッチンカー」といいます。）とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車、第2条第3項に規定する原動機付自転車、第2条第4項に規定する軽車両に店舗の営業に必要となる設備を備えたものをいいます。

(2) 出店募集場所

中央公園の次のエリアの内、2区画を対象とします。

中央公園8ブロック：呉市中央4丁目2番地内



【出店区域外観】



※出店希望日が重複した場合の区画の割り振りは市が行います。

(3) 出店期間

- ア 令和8年3月14日（土）から令和8年6月30日（火）まで
- イ 市主催のイベント等や出店者間の出店希望日が重複した場合は、出店日を調整します。なお、出店日の決定に関する問い合わせについては対応できませんので、ご了承ください。
- ウ 毎月、金・土・日・祝日のいずれかで2日間は出店に努めることとしてください。また出店期間内において、合計で10日以上の営業に努めてください。

(4) 出店可能時間

9時から18時まで

(5) 出店時の公園使用料金

出店を許可する日数×530円／日の額を出店前に一括納付してください。

※大雨警報が発令されるなど荒天等や緊急を要する公共工事の実施等のやむを得ない事情により、呉市が当事業を中止することによって出店が困難となった場合は、納付された使用料を還付しますが、出店者の自己都合により、出店中止された場合は、使用料は還付いたしません。

(6) 募集期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで

※応募状況等によっては、期間内であっても募集を中止する場合があります。受付期間を過ぎた場合は、受け付けをしません。

(7) その他

法令等の遵守について、提案に当たっては事前に出店希望者の責任において、関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは出店者に帰属することとします。

3 申請者の資格要件

次の要件のすべてを満たす法人又は個人に限り出店の申請ができることとします。なお、申請資格の審査に当たり、申請者の情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。

- (1) 販売の営業に必要な許可等を受け、当該営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者
- (2) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業または販売業若しくはその両方）を有する者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

- ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第2項第1号又は第2号に掲げる者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員によりその事業活動を支配されている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

4 許可条件等

（1）許可方法

呉市都市公園条例第4条による制限行為許可

（2）許可対象面積

1台につき18.0m²（3.0m×6.0m）

（3）ごみの処理

- ア 出店者は、必ずごみ箱をキッチンカーの直近に設置し、排出されたごみは、出店者が持ち帰り適正に処分すること。
- イ 「ア」と同様に、出店に起因して発生した排水及び油類等は、出店者が持ち帰り適正に処分すること。
- ウ 出店者は、キッチンカー及びその周辺を清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

（4）その他留意事項

- ア 雨天等でやむを得ず出店を休止又は中止する場合、または、大幅に出店時間が短くなる場合は、市に連絡すること。
- イ キッチンカーの園内移動時は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先にして徐行すること。
- ウ 出店者は損害賠償保険に加入すること。
- エ 本件出店に起因し、キッチンカー及びこれに附属する備品等を破損、紛失等した場合であっても、市は一切責任を負わない。
- オ 本件出店に起因し、発生した公園施設の損害又は第三者への損害は、出店者がすべての賠償責任を負うこと。
- カ 本件出店に起因し、発生した事故やトラブルは出店者が責任をもって対応すること。また、発生事案等について、その内容を市に報告すること。
- キ 本件出店に起因し、市に苦情が寄せられた場合は市の指導に従うこと。

- ク 電気・ガス・水道等のインフラ施設は出店者が用意すること。
- ケ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- コ 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること
- サ アレルゲン表示義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各出店者の判断で消費者に配慮すること（正確に把握している品目のみ表示し、曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- シ その他不明な点については、担当者と協議すること。

5 申請から出店終了までの流れ

1	事前相談・現地見学	土木総務課に電話又はメールでお申込みください。日程調整のうえ隨時実施します。 ※希望者のみ
2	利用申請	6 申請方法等(3)提出書類のアで示す書類を提出してください。
3	書類審査	提案内容等を市で審査します。
4	使用許可	3 申請者の資格要件を満たし、かつ、提案内容が本事業目的に合致する場合、公園行為許可書を交付します。
5	出店開始	許可内容に応じた出店を開始してください。
6	報告・ヒアリング	6 申請方法等(3)提出書類のウで示す書類を提出してください。提出時又は提出後にヒアリングを行います。

6 申請方法等

(1) 事前相談等

出店内容等の確認及び調整のため、必要に応じて事前相談を行ってください。事前相談の実施は、あらかじめ担当まで、電話又はメールで申し込み、日程調整を行った上で実施することとします。

(2) 現地見学

現地見学を希望される場合は、あらかじめ担当まで、電話又はメールで申し込み、日程調整を行った上で実施することとします。事前相談と同時実施も可能です。

(3) 提出書類

出店希望者は次の書類を提出してください。

ア 申請時

- (ア) 公園行為許可申請書
- (イ) 事業提案・概要書（様式1）

- (ウ) 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- (エ) 誓約書（様式3）
- (オ) 営業許可証等各種許可証の写し
- (カ) 損害賠償保険証書の写し

イ 申請時における留意事項

- (ア) 申請時は、「ア 申請時」に示す書類一式を土木総務課に2部持参してください（郵送・メール・FAX等による提出不可。ただし、事前相談で実施概要を市が十分把握している場合は、メール等による提出可）。提出時に出店概要等のヒアリングを行います。
- (イ) 「3 申請者の資格要件」等に合致する出店の場合、許可書を交付します。

ウ 出店終了後

出店報告書（様式4）

- ※上記の報告書を最終利用日から20日以内に御提出ください
(郵送・メール等による提出可)。
- ※提出時又は提出後にヒアリングを行います。

7 審査等

(1) 審査

提出書類や事前相談時のヒアリングをもとに、市が申請者の資格要件や許可条件に合致しているかなどの視点から審査を行います。

(2) 許可の取り消し

出店者が、次に掲げる事項に該当したときは、公園行為許可を取り消すことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 申請者の資格要件を満たしていないことが判明した場合

ウ 著しく社会的に信用を失う行為により、公園内で事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合

エ その他公園で営業する内容として、市が不適切と判断する行為があった場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査結果通知書により申請者に通知します。

なお、出店が決定した方には、公園行為許可書の発行を結果の通知に替えさせていただきます。

8 出店の開始

(1) 出店の開始

- ア 事業提案書や事前協議等により取り決めた事項を遵守し、出店を開始してください。
- イ 告知を含め、出店の準備から完了まで、出店者の責任のもと、適切に実施してください。出店者の作成したチラシ等について、呉市で受付したものについては中央公園8ブロック店舗建物に掲示できます。また、SNSにより、告知する場合は、「#呉まちなか公共空間」及び「#もぐもぐぱーく」のハッシュタグの添付をお願いします。
- ウ 許可を受けた出店区画周辺に、まちなか公共空間の利便性に寄与する設備としてテーブルや椅子などの設置の協力をお願いします。

(2) 費用負担

申請に関する全ての書類の作成及び提出に係わる費用は申請者の負担とします。

(3) 報告書の提出及びヒアリング

許可のあった出店日の出店を終えた後に、出店報告書（様式4）を提出してください。

また、出店報告書をもとに、ヒアリング調査を行うことを予定しています。なお、ヒアリング日時は、実施期間満了日前後に調整します。

9 留意事項

(1) 責任及びリスク分担の考え方

出店者が実施する事業については、出店者が責任を持って遂行してください。当該営業に伴い発生するリスクについては、原則、出店者が負うものとします。

(2) 提出書類の取扱い・特許権等

ア 著作権の取扱い

提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止について

申請者の提出書類は本事業以外の目的では無断で使用しません。

ウ 特許権等による責任負担について

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標登録等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は提案を行った申請者が負うものとします。

(3) 出店の中止

提出した事業提案書や誓約書等の内容に反する等、本事業の目的から逸脱し、市から警告等が発せられたにもかかわらず、改善が見られ

ない場合は、出店を中止いただきます。

(4) 実施事業の取扱い

本事業の利用実績は、今後、市が官民連携事業に係わる公募を行った際の事業参入に有利に働くものではありません。

(5) 事業内容の公表について

本事業の実績について、出店者と協議の上、呉市ホームページ等で内容を公表する場合があります。

13 申込先・連絡先

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

呉市役所 土木総務課 公園企画グループ

TEL：(0823) 25-3378

FAX：(0823) 25-0347

メール：doboso@city.kure.lg.jp

令和 年 月 日

事業提案・概要書

店 名 (ふりがな)

代表者名 (ふりがな)

住所又は所在地

電話番号

担当者名 (ふりがな)

担当者携帯電話

S N S アカウント

●車両の概要

・車両のみの規格 (幅 m × 長さ m)

●店舗形態

・店舗イメージ

※店舗の外観がわかる具体的なイメージ図又は写真を貼り付けてください。
(任意様式による作成可)

【様式 1】

● 商品

- ・販売商品及び単価がわかる写真を貼り付けてください。
(任意様式による作成可)

【様式 1】

●過去の実績等

・呉市が主催・共催・後援したイベント等における出店実績

・その他、広島県内のイベント等における出店実績

・経験年数

●出店への意気込みやセールスポイント等があればご記載ください。

【様式 1】

● 出店希望日

1	令和 年 月 日 ()	31	令和 年 月 日 ()
2	令和 年 月 日 ()	32	令和 年 月 日 ()
3	令和 年 月 日 ()	33	令和 年 月 日 ()
4	令和 年 月 日 ()	34	令和 年 月 日 ()
5	令和 年 月 日 ()	35	令和 年 月 日 ()
6	令和 年 月 日 ()	36	令和 年 月 日 ()
7	令和 年 月 日 ()	37	令和 年 月 日 ()
8	令和 年 月 日 ()	38	令和 年 月 日 ()
9	令和 年 月 日 ()	39	令和 年 月 日 ()
10	令和 年 月 日 ()	40	令和 年 月 日 ()
11	令和 年 月 日 ()	41	令和 年 月 日 ()
12	令和 年 月 日 ()	42	令和 年 月 日 ()
13	令和 年 月 日 ()	43	令和 年 月 日 ()
14	令和 年 月 日 ()	44	令和 年 月 日 ()
15	令和 年 月 日 ()	45	令和 年 月 日 ()
16	令和 年 月 日 ()	46	令和 年 月 日 ()
17	令和 年 月 日 ()	47	令和 年 月 日 ()
18	令和 年 月 日 ()	48	令和 年 月 日 ()
19	令和 年 月 日 ()	49	令和 年 月 日 ()
20	令和 年 月 日 ()	50	令和 年 月 日 ()
21	令和 年 月 日 ()	51	令和 年 月 日 ()
22	令和 年 月 日 ()	52	令和 年 月 日 ()
23	令和 年 月 日 ()	53	令和 年 月 日 ()
24	令和 年 月 日 ()	54	令和 年 月 日 ()
25	令和 年 月 日 ()	55	令和 年 月 日 ()
26	令和 年 月 日 ()	56	令和 年 月 日 ()
27	令和 年 月 日 ()	57	令和 年 月 日 ()
28	令和 年 月 日 ()	58	令和 年 月 日 ()
29	令和 年 月 日 ()	59	令和 年 月 日 ()
30	令和 年 月 日 ()	60	令和 年 月 日 ()

※令和 8 年 4 月 27 日 (月) から 29 日 (水) までは出店できません。その他、呉市主催のイベントや公共工事等によって出店できない日が生じる可能性があります。

公園行為許可申請書

年 月 日

呉市長殿
(土木総務課扱い)

申請者 住所

氏名

連絡先(TEL)

担当者 住所

氏名

連絡先(TEL)

呉市都市公園条例第4条第1項の規定により、次のとおり公園行為の許可を受けたいので申請します。

1 行為場所 (公園名)	中央公園8ブロック
2 行為面積	18 平方メートル
3 行為期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 別紙による
4 行為目的	呉市まちなか公共空間利用促進事業「もぐもぐぱーく」における キッチンカーの出店
5 工作物その他の 物件又は施設の 管 理 方 法	
6 行為の内容	キッチンカーの出店
7 行為の着手及び 完了の時期	別紙の通り
8 公園の復旧方法	原形復旧

※ イベント等で公園を占用する場合、主催者(団体)以外の露店商等が出店する場合は、別途届出書「露店等出店に関する届出書及び誓約書」も添付して下さい。

※ 別途届出書については、呉市暴力団排除条例に基づき、所轄警察署に情報提供することがあります。
(暴力団員等が関与している場合には、不許可または許可を取消す場合があります。)

暴力団排除に関する誓約書

呉市長様

申込店名等 _____
住所又は所在地 _____
フリガナ (_____)
代表者名 _____

私は、呉市まちなか公共空間利用促進事業「もぐもぐぱーく」における移動式店舗の出店申請に当たり、次の事項について誓約します。また、必要な場合には、広島県警察本部に照会することについて同意します。

- 1 私又は私の関係者は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 私は、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

誓 約 書

呉市長 様

申込店名等
住所又は所在地
(フリガナ) ()
代表者名

1 私_____は、呉市まちなか公共空間利用促進事業「もぐもぐぱーく」における移動式店舗の出店に当たり、「呉市まちなか公共空間利用促進事業「もぐもぐぱーく」移動式店舗出店者募集要項」を十分理解した上で、関係法令を遵守するとともに、次の事項を誓約します。

- (1) 自ら継続的に移動式店舗の出店を行い、呉市の指示があった場合には、速やかにこれに従います。
- (2) 私が申請時の提出書類と異なる出店を行うなど公園行為許可の条件又は、関係法令等の規定に反した場合、行為許可の取消しや出店の中止に伴う原状回復命令などに、一切異議を申し延べません。
- (3) 私が、公園行為の許可を受けた場所の原状回復義務を怠った場合は、行為許可に係る物件の所有権は既に放棄しているものと判断していただき、呉市の意思に基づき、私の負担において原状に回復していくことに、一切異議を申し延べません。
- (4) 営業に際し、発生したトラブルについては私の責任において誠実に対応し、呉市に対して責任を一切追及しません。
- (5) 私は、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、呉市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

2 本件移動式店舗出店に係る申請の該当性について調査等をするため、呉市が、私の個人情報を警察その他の関係機関に提供し、又はこれら関係機関から私の個人情報の提供を受けることに同意します。

出店報告書

住 所
店 名
氏 等

1 出店状況について

(単位: 人・円)

【様式4】

2 アンケート調査（オンライン回答可）

現在、堺川沿いの中央公園や藏本通り一帯のまちなか公共空間の再構築に向け、再整備や運営のあり方を検討しているところです。

今後、まちなか公共空間において、飲食機能を導入することを検討しており、再整備や運営等の参考とするため、この度出店された皆さまのご提案・ご意見をお聞かせください。

(1) 公園内等への出店に際し、市からどのような支援があれば良いと思しますか？（特に望むもの3つに○）

- ①ベンチ・パラソル等の公園利用者の利便性が向上する施設の無料貸出し
- ②使用料の免除や減免
- ③水道・電気・ガス等のインフラ設備の整備
- ④水道・電気・ガス等のインフラ設備の自由使用
- ⑤情報を発信する広報の協力
- ⑥その他（ ）

(2) この度は、1日当たり530円（18m²を使用するに当たって、条例に基づく額で算出した額の約1／2の額）を使用料としてお支払いいただきましたが、1日あたりの使用料はどの程度が適正だと思しますか？

- ・1日当たり _____円（平日）
- ・1日当たり _____円（休日・祝日）

(3) この度出店いただいた中央公園8ブロックの広さ（面積）でキッチンカーが出店する場合、何区画が適正だと思われますか？

_____区画

(4) 申請時に多くの書類の提出、ヒアリング等様々な手続きを経て出店いただきましたが、手続きの簡略化に関するご要望があればお聞かせください。

【様式4】

(5) この取組が継続された場合には、再度まちなか公共空間で出店したいと思いますか？（1つに○）

- ①是非出店したい
- ②出店を検討したい
- ③出店を控えたい

上記の回答の理由を教えてください。

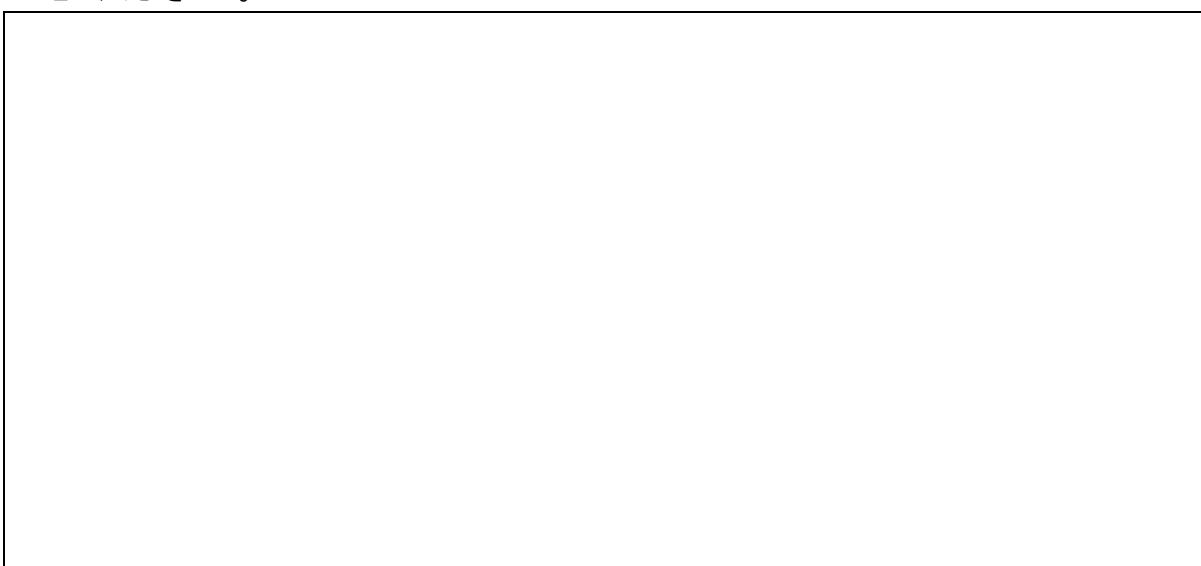
(6) 出店の仕組みについて、改善点があれば教えてください。

(7) 他に出店してみたい公園はありますか？

（呉市内の公園に加え、市外の公園も回答可）

(8) 差し支えなければ、イベント時を除いて売上げが多い場所を教えてください。（公園に限らずご記載ください。）

(9) その他、公園行政等に関するご意見・ご要望がございましたらお聞かせください。



ご協力ありがとうございました。